農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月23日

八頭町長 吉田 英人

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲
  - 八頭町全域
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 令和4年3月23日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - ・郡家地域全域(井古、稲荷、延命寺、大坪、上峰寺、下峰寺、大門集落を除く) 33 経営体 (法人6経営体、個人24経営体、集落営農(任意組織)3組織)
  - · 船岡地域全域 13 経営体

(法人3経営体、個人10経営体、集落営農(任意組織)0組織)

・八東地域全域(日田、上南集落を除く)42経営体

(法人7経営体、個人34経営体、集落営農(任意組織)1組織)

- ·井古集落(郡家地域)4経営体
  - (法人3経営体、個人1経営体、集落営農(任意組織)0組織)
- ・稲荷集落(郡家地域)2経営体

(法人2経営体、個人0経営体、集落営農(任意組織)0組織)

· 延命寺集落(郡家地域)2 経営体

(法人2経営体、個人0経営体、集落営農(任意組織)0組織)

•大坪集落(郡家地域)2経営体

(法人2経営体、個人0経営体、集落営農(任意組織)0組織)

・日田、上南集落(八東地域)2経営体

(法人1経営体、個人1経営体、集落営農(任意組織)0組織)

- · 上峰寺集落(郡家地域)4 経営体
  - (法人3経営体、個人0経営体、集落営農(任意組織)1組織)
- 下峰寺集落(郡家地域)3 経営体

(法人1経営体、個人0経営体、集落営農(任意組織)1組織)

· 大門集落 (郡家地域) 4 経営体

(法人1経営体、個人1経営体、集落営農(任意組織)1組織)

4. 3の結果として、当該区域に担い手が充分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない

## 5. 農地中間管理機構の活用方法

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

## 6. 地域農業の将来のあり方

本町の農業は基幹産業として重要な位置を占めているが、農家戸数の減少、高齢化が進行している。しかし、新しい技術や作物に挑戦する農業者もあり、生産性と収益性の向上への支援等が求められている。また、新規就農者の確保や農業生産法人等、多様な経営体の育成・確保が重要である。なお、効率的かつ安定的な農業経営、農業生産の組織化を進めるとともに、遊休農地の発生防止及び解消のためにも、担い手や組織経営体への農用地の利用集積を推進していく必要がある。